

令和3年4月25日

保護者の皆様へ

尼崎市 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言に伴う保育施設（事業所）の対応について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況ですが、国は緊急事態宣言を発令し、令和3年4月25日（日）に兵庫県も緊急事態措置を実施すべき区域に指定されます。

保育施設（事業所）については、国・県からは、引き続き感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する方針でありますことから、本市におきましても、従前どおりの対応とさせていただきます。

1 保育施設（事業所）の開所について

保育施設（事業所）は、園児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患している場合等を除き、引き続き、園児一人一人の健康管理や、「3つの密」を避けるなど、感染予防対策を行った上で開所します。

2 新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応について

- (1) 入所児童または職員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合
当該保育施設（事業所）は、原則2週間の臨時休業とします。
- (2) 入所児童及び職員が保健所において濃厚接触者と特定された場合
当該児童等は、濃厚接触者との最終接触日の翌日から原則2週間（保健所から指示のあった期間）の自宅待機をお願いします。

3 保育施設（事業所）への連絡について

現在の新型コロナウイルス感染症の罹患状況は、家庭内感染が増えており、それに伴い児童が陽性となるケースも増加しています。いち早く情報を把握し、保育施設（事業所）内での感染拡大を防止するため、児童や保護者（同居者含む）が、次の状況になった場合は必ず保育施設（事業所）にお知らせください。

- ① 体調不良等により、PCR検査等を受ける場合
- ② PCR検査等の結果が出た場合
- ③ 保健所から濃厚接触者と特定された場合
- ④ 勤務先、習い事先、学校等、周囲に陽性者が確認された場合
- ⑤ 体調不良

4 保育料等について

上記2の(1)(2)により登園しない場合は、日割り計算等による軽減措置を行いますが、現在、兵庫県の休業要請が行われていないことから、自主的に家庭での保育に御協力いただいた場合の日割り計算等による軽減措置は行いません。

子どもたちに安心して安全な保育を提供するために、御理解と御協力をお願いいたします。

以 上

【参考】

発熱等の「新型コロナかもしれない」という症状が出た場合は、まずはかかりつけ医など身近な医療機関に電話で御相談ください。

かかりつけ医を持たないなど相談する医療機関がない場合は

「発熱等受診・相談センター」に御連絡ください。

小児については、小児科医による診察が望ましく、「発熱等受診・相談センター」やかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

(発熱等受診・相談センター 電話番号：06-4869-3015)